

愛知県産業労働センター・名古屋クロスコートタワー地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



【所在地】 中村区名駅四丁目

【最初の認可】 平成9年5月7日

【最近の認可年月日】 令和4年5月6日

【認可番号】 4指令住建指第21号

【有効期間】 令和4年5月6日 より 15 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 商業地域

【制限の概要】

- 1 形態、色彩の調和を図るとともに、周辺の都市景観との調和にも十分配慮する。
- 2 外壁を道路境界線から2m以上後退する。
- 3 公開空地は協定者が協調して設置するものとし、協定区域を東西方向に通行可能な歩行者空間及び広場を設置し、にぎわいを創出する魅力ある空間形成に努める。
- 4 公開空地の設置にあっては、敷地周辺の歩道との連続性に配慮する。
- 5 公開空地には公開空地である旨の掲示板を設置し、公開性を保つ。
- 6 公開空地の緑化、維持保全に努める。
- 7 屋外広告物を設置する場合は、建築物との調和を図るとともに、都市景観に十分配慮する。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区